

平成21年

乙訓福祉施設事務組合議会第1回臨時会会議録

開会：平成21年5月27日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成 2 1 年乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回臨時会

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	1
開 会	3
日 程 1 会議録署名議員の指名	4
日 程 2 会期の決定	4
日 程 3 第 7 号議案 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 0 年度乙訓福祉施設事務組合一般会 計補正予算(第 2 号))	4
日 程 4 第 8 号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条 例の一部改正について	8
閉 会	1 7

平成 2 1 年乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回臨時会

議 事 日 程

平成 2 1 年 5 月 2 7 日 (水)

午後 3 時 0 0 分開議

出席議員 (9 名)

向日市	山田千枝子 議員	飛鳥井佳子 議員
	長尾美矢子 議員	
長岡京市	能勢昌博 議員	瀬川光子 議員
	祐野 恵 議員	
大山崎町	山本圭一 議員	西林哲人 議員
	朝子直美 議員	

欠席議員

なし

議会事務局職員出席者

河原崎 清 隆 書記

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者 (8 名)

久嶋 務	管理者 (向日市長)
上田久幸	事務局 長
栗山博臣	会計管理者 (向日市会計管理者)
谷川康信	総務課 長
行田秀生	乙訓若竹苑施設長
渡辺三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
齋藤利彦	介護障害審査課長
藤本正次	総務課 主幹

議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定

日程 3 第 7号議案

専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号))

日程 4 第 8号議案

乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

会議録署名議員

向日市 長尾美矢子 議員

大山崎町 朝子直美 議員

(開会 午後2時59分)

山本圭一議長 ただいまの出席議員数は9人であります。

それでは、ただいまから、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、異例なことではございますが、各一部事務組合それぞれにおいて同時刻に臨時会が開会されることとなり、よって、今臨時会に限り管理者のみの出席となりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

次に、日程に入ります前に、久嶋管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

久嶋管理者。

久嶋 務管理者 本日、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。

本日の臨時会に提出させていただきました給与条例改正の議案につきましては、6月1日までに改正する必要があることから、本日同時刻から他の一部事務組合におきましても臨時会が開催されております。このことから、本日の臨時会は私のみの出席となっております。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、去る4月1日付けの人事異動に伴いまして、会計管理者に栗山博臣氏が、総務課長に谷川康信氏がそれぞれ就任いたしましたのでご紹介いたします。

栗山博臣会計管理者 はじめまして、栗山と申します。このたび、前任の安達会計管理者の後任といたしまして、向日市会計管理者を命ぜられました栗山博臣でございます。

また、乙訓福祉施設事務組合の規約に基づきまして、事務組合の会計管理者として務めさせていただくことになりました。今後は山本議長様はじめ議員の皆様方並びに事務組合の方々のご指導を賜りまして精いっぱい務めさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

谷川康信総務課長 この4月1日に総務課長として長岡京市から参りました谷川でございます。一部事務組合の業務に当たるのはもちろん初めてでございますけれども、特に総務課長は事務の要として大変重要なポストであると認識いたしております。これからは、私自身が長年培ってまいりました知識、経験等を生かして、大変微力ではございますけれども、精いっぱい務めさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

久嶋 務管理者 お時間をいただきましてありがとうございます。以上でございます。

山本圭一議長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 75 条の規定によりまして、向日市の長尾美矢子議員、大山崎町の朝子直美議員を指名いたします。

山本圭一議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。よって、会期は本日 1 日限りといたします。

山本圭一議長 日程 3、第 7 号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

久嶋 務管理者 日程 3、第 7 号議案、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

専決処分を行いましたのは、平成 20 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第 2 号)でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 8 千 2 万 1 千 0 百 0 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 8 千 7 百 9 万 2 千 7 百 0 円とするものでございます。

その概要でございますが、まず、歳入におきましては、市町分担金を 5 千 5 百 0 万円、負担金を 4 千 2 百 7 万 7 千 0 百 0 円それぞれ減額し、また、備品購入に係る府の補助金を 6 万 8 千 9 百 0 円、さらに若竹苑の授産事業等の収入増に伴う福祉作業売上金 1 千 4 百 9 万 6 千 0 円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出の主な内容といたしましては、若竹苑の事業に伴うアルバイト賃金及び給食調理業務委託料などで 3 千 1 百 4 万 4 千 0 円、介護保険認定事業及び障害程度区分認定事業に係る諸経費 7 千 4 百 2 万円をそれぞれ減額するものであります。

また、作業工賃としての増額支給等に 1 千 4 百 9 万 6 千 0 円を、ポニーの学校療育用備品の購入等で 9 万 2 千 0 円をそれぞれ増額するものであります。予備費につきましては、歳入歳出差引分 4 千 3 百 4 万 5 千 0 円を増額するものであります。

す。

これらは財源措置の関係から急を要し、年度末に議会を招集するいとまがないと認めましたため、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、局長の方から説明いたしますのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 上田事務局長。

上田久幸事務局長 それでは、第7号議案、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度乙訓福祉施設事務組一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明いたします。

初めに歳入からご説明いたします。予算書の4ページからでございます。

款1分担金及び負担金、1項分担金、目1市町分担金で550万円を減額し、補正後の額を2億6,006万8,000円にしたものであります。

主な内容につきましては、2節介護保険分担金で、介護認定審査の件数減によるものが主なものでございます。

4ページから5ページにかけてでございますが、項2負担金、目1障害福祉サービス事業負担金で475万9,000円を減額、目2地域生活支援事業負担金で44万9,000円を減額、目3児童デイサービス事業負担金で93万1,000円を増額、補正後の額を1億92万3,000円にしたものでございます。

主な内容につきましては、目1、目2は、若竹苑関係でございます。節1就労移行支援事業市町負担金で86万2,000円の増額、節3就労継続支援事業市町負担金で76万8,000円の増額でございますが、これは両方とも報酬単価の増によるものでございます。

節5生活介護事業市町負担金につきましては145万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、利用者の減及び平均障害程度区分の変更で、障害程度区分サービス費が 型から 型に変更され、報酬単価が低くなったものでございます。

節2就労移行支援事業利用者負担金で147万9,000円の減額、節4就労継続支援事業利用者負担金で216万9,000円の減額、節6生活介護事業利用者負担金で128万5,000円の減額でございますが、この3節につきましては、利用者負担上限額の見直しによる利用者負担金の減によるものでございます。

目2 地域生活支援負担金で、節1 地域活動支援センター利用者負担金51万円の減額でございますが、負担上限額の見直しによるものでございます。節2 日中一時支援事業利用者負担金6万1,000円の増額、この分につきましては利用件数の増によるものでございます。

目3 児童デイサービス事業負担金で93万1,000円を増額し、補正後の額を1,564万円にするものであります。内容につきましては、利用者の増によるものでございます。

次に、6ページを説明いたします。

款2 府支出金、項1 府補助金、目1 民生費補助金で68万9,000円を増額し、568万9,000円にしたものであります。この内容につきましては、京都府障害者自立支援特別対策補助金で療育用品の補助ということでございます。

款3 財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入で149万6,000円を増額し、565万1,000円にしたものであります。内容につきましては、若竹苑の就労継続支援事業における自主製品、下請け作業、清掃作業等の増収によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金、節1 財政調整基金繰入金として377万1,000円を繰り入れるものでございます。

引き続きまして、歳出についてご説明いたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費で906万8,000円を減額し、2億3,480万9,000円にしたものでございます。目1 事業管理費で314万4,000円を減額し、1億1,913万円にしたものでございます。主なものにつきましては、節7 賃金で204万3,000円を減額いたしました。内容につきましては、生活介護事業で生活介護サービス費が 型から 型に変わり、職員配置基準が変更され、非常勤約1名分が減額になったためでございます。なお、事業実施に当たりましての配置人員は国の基準を満たしております。

節13 委託料では143万1,000円の減額でございます。内容につきましては、食数の減数であります。この分につきましては、職場実習で長期に苑を離れる、また欠席者が出た等によるものでございます。

目2 障害福祉事業で149万6,000円を増額し、664万9,000円にしたものでございます。主なものにつきましては、節12 役務費の136万5,000円であります。この分につきましては、作業工賃を一時金として利用者

に還元したものでございます。

目3 介護保険認定事業で611万7,000円を減額し、8,638万8,000円にしたものでございます。内容につきましては、審査件数の減による審査会の減少でございます。節1報酬で214万2,000円、これは委員報酬でございます。節8報償費で397万5,000円、これはかかりつけ医の意見書作成謝礼を減額したものでございます。

目4 障害程度区分認定事業で130万3,000円を減額し、1,734万2,000円にしたものでございます。内容といたしましては目3と同様でございます。節1報酬で34万2,000円、節8報償費で96万1,000円を減額したものでございます。

項2 児童デイサービス事業では、90万2,000円を増額し6,514万2,000円にしたものでございます。主な内容につきましては、節18備品購入費で68万9,000円、この分につきましては療育用巧技台セットほか2点を購入したものでございます。

款5 予備費につきましては、歳入歳出差引分434万5,000円を増額したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

山本圭一議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ございませんか。

朝子議員。

朝子直美議員 ちょっとわからなくて、生活介護事業の 型から 型に変わったという説明だったんですけども、これはなぜ変わったと言うか、いつ変わったんですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 生活介護の20年度予算を積算するに当たりまして、まだ利用者の顔がよく見えていないということで、障害程度区分が5の方、6の方ばかりを想定しておりました。そのときに、生活介護サービス費の という基準で積算をいたしました。つまり、平均障害程度区分が5.3以上、5.5未満、そのところで職員配置等も考えて積算をいたしました。

4人でスタートしまして、7月から若竹苑の継続から生活介護の方に一人移行いたしました。その方の障害程度区分が3でありました。そうなりますと、一定の式に当てはめまして、その平均障害程度区分をいうのをもう一度算出する必要がある

ということでした。その結果、生活介護サービス費が から に移ったということですので。

朝子直美議員 ありがとうございます。

山本圭一議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第7号議案について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第7号議案は承認することに決しました。

山本圭一議長 日程4、第8号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

久嶋 務管理者 日程4、第8号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

急速な景気悪化の影響で、民間企業の夏季のボーナスが前年を大きく下回る見込みであることなど、現下の経済社会情勢等に鑑み、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の一部を暫定的に凍結するなどの特例措置を講ずるものでございます。

具体的な内容につきましては、一般職員及び管理職員がそれぞれ0.2月分の凍結、再任用職員は0.1月分を凍結するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

山本圭一議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

山田千枝子議員 人勧は、私は大いに問題があると、こんなふうは今非常に拙速な、5月1日に決まって、そして6月1日からすぐね、本当に短期間でこんなにも大きな金額である、こういったものをしていくことについて、いろいろと問題があると思っているんです。

事務組合の職員さんの今回のこの条例がもし通りましたら、皆さん、最高の方でどれくらい減って、最低の方でどれくらい減るとか、金額的に教えていただけないでしょうか。

山本圭一議長 藤本主幹。

藤本正次総務課主幹 一般職の中で平均いたしまして、1人当たり約7万7,000円。最大、最少ですけれども、最大で12万1,000円、これは管理職の方ということで高くなっております。最低の方は3万7,600円、これは昨年あたりに採用された新任の方という形になっております。

山本圭一議長 山田議員。

山田千枝子議員 わかりました。かなりの金額が、この事務組合の職員さんの中でも削減されるなあとと思うんですけれども、管理者に聞くんですが、今回のこういった短期間でやらなければならない、今日もこういう臨時議会開いてまでね、やらなければならないと、条例改正しなければならないということについて、こういったやり方について、管理者、どのように思われるでしょうか。

山本圭一議長 久嶋管理者。

久嶋 務管理者 昨年の秋から急速に景気が悪化してきまして、失業者も大分増えてまいりました。世間でも急速な悪化で、夏季のボーナスが妥結していないところもたくさんございます。そんな中にありまして、公務員だけが今までどおりの既得権を守ることは、私は随分世間の抵抗があるものと思っております。

人事院勧告、上がる時も下がる時も、我々、これにのっとってやるべきものであると思っておりますし、今回の人勧の勧告につきましても、それにのっとってやっていくことが本来の姿だと思っております。

山本圭一議長 山田議員。

山田千枝子議員 全く見解、私違うんですね。やはり本当に今、物を買うというね、そういったことにならなかつたり、職員さんが本当に頑張っていて、公務員の役割というのは、賃金というのは、民間を引き上げていくね、そういった役割を果たしていると思うんです。

それを、こういう拙速なやり方で、ごり押し的な、賃金下げる、一時金下げると

というようなね、やり方というのは、本当にひどいやり方だと思うし、これで民間の、いつも人事院勧告されますけれども、いつもだったらね、夏にやって、それからですね、12月から、一時金、引かれたりというのに、こんなにも早くね、まだ世間の状況、確かに雇用が本当に厳しい状況はもう我々も知っていますけれどもね。

でも、それはそれで、もっと大企業の社会的責任でちゃんとした雇用をね、ルールを守らせたり、雇用をしっかりと守るように指導するのが国の務めだと思うんですよ。なのに、こういう引き下げていって、どんどん減らしていって、そして、みんな賃金を下げていくということが、景気の回復についてもね、本当にそれが正しいのかと言え、全く逆だと、もっと賃金を上げてね、そして物を買うという、そういった気にさせるという、そういったことが大切だと思うんです。

けれど、管理者の考えは、公務員が今までどおりもらうのは問題だと。そんなことを言われるのは、非常にね、私はそれこそが問題だと思います。

今回、組合との関係なんですが、どこも組合との交渉がやられているんですけど、事務組合の組合との交渉はどのようになっているんでしょうか。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 職員労働組合とは3回の交渉と言いますか、話し合いの場をもたせていただきました。その中で、今出てきましたような考え方とか質問、それに対して、それぞれ忌憚のない意見を受けて話し合ったという形でございます。

結果としまして、今議題になっております今回の条例改正の件につきましては、現在でも組合としては反対の形で表明されてはおります。しかしながら、話し合いの中で、今後のこととして、継続して本来のように給与等労働条件について鋭意交渉していこうやないかというような形で、お互いに確認をし、それにつきましてはお互いに了解をいたしているところでございます。

そういうことから、私どもも今までどおり友好的な、良好な関係、施設の業務の遂行のために関係を続けていきたいというような形で考えておりますので、よろしくお願いたします。

山本圭一議長 山田議員。

山田千枝子議員 確かに交渉ね、交渉しっかりとやっていくというのは非常に大事ななと思いますけれども、要は今日のこの臨時議会を開いて、議案が我々に提案されて、そういった中で、まだ交渉が、反対だと、組合がね。そういった中で、やっぱり交渉の中でもこういう拙速さがあったから時間的なものも取れなかったりね、そういったものがあったんじゃないかなと思うんですね。

結局無理があった、こんなにも急いでね、次の6月からの一時金、こういったものに手をつけなければならないというね、そういったことがやっぱり問題だと思うんです。

この交渉で、3回と言われましたけれど、もっともっと回数が必要だったんじゃないかなと。その点について管理者いかがでしょうか。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 先ほどからご審議ありますように、今回の調査が不十分であるということは人事院勧告の中でもうたわれておりますし、何らかのそういうふうな問題があるかとは思いますが、時間的なものも含めまして。しかし昨今の、先ほどから申し上げてます人事院勧告の後でも、それぞれの調査等で夏季ボーナスの支給率がどんどん減っていったという形のことでもありまして、今回の交渉につきましては、もう少し回数をということでございますけれども、この3回がよかったとかいうことではございません。お互いにそれぞれ、そういうような説明をさせていただいたうえで、一旦組合の方にお持ち帰りいただいて、協議をしてからまた話しましょうというような形で持って帰っていただいて、組合としての協議をする時間等もありましたので、今回のこの本当に短い間では、3回というのがどうかなということはあるんですけれども、その中で、今回の場合につきましては精いっぱい交渉させていただいたと考えております。

しかしながら、もちろん今後ですね、その都度交渉の場を継続してもっていくというような形につきましては、お互いに確認をしておりますので、また次回含めて、いずれ人事院勧告があって、また年末交渉等がいろんな形での交渉の場があると思うんですけれども、その中で鋭意交渉して、話し合いをもっていきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 山田議員。

山田千枝子議員 私、人事院勧告の今回の民間調査のことで、少し聞いた話によりますとね、民間調査言うても、いつも本当にわずかな調査しかされなくて、それをもとにされてると。今回は民間調査でも、やっぱりあまりにも人事院勧告に下げ過ぎたんじゃないかなと。また12月に調整しんならんのと違うかなというね、そういったことも聞いているんです。

ですから、やっぱり人事院勧告の本当に民間の調査がね、不十分だと、こういう調査一つにしても。そういったことについては、管理者、どのように考えておられますか。もうそのとおりに、今、先ほど言われましたけど、人事院勧告が十分な

調査をしてると、そういうように思われるのでしょうか。

山本圭一議長 久嶋管理者。

久嶋 務管理者 人事院の調査がですね、人事院勧告の調査対象が、どの辺が適当なのかどうかということは、私はわかりませんが、今まで調査対象会社ですね、それで上がるときも下がるときも、それにのっとってやっておられるわけですから、私は決して間違いではないと思っております。

できるだけ幅広く、大企業ばかりでなくてですね、中小企業も対象に、さまざまな企業を対象に、業種も遺漏、分け隔てなく調査をされているようでございますので、決して当たらずとも遠からずの調査内容は出てきているものと思っております。

今までどおりですね、人事院の勧告、上昇するときも、その勧告にのっとってやってきたわけでございますので、今回の提言を最大限尊重していくべきだと私は思っております。

山本圭一議長 飛鳥井議員。

飛鳥井佳子議員 もう以前から、かなり民間と公務員とを対決させる形で、国が本来やるべきことの責任を逃れて、公務員バッシングをしてですね、それで支持を得ようというふうなね、今の政権の考え方が、もうもろに出て、一番大切な福祉の現場で働いておられる方々に対してですね、本当に心ないやり方だと思いますし、納得しておられないわけですから、ほかに手だてというのは。

例えば、私は23年来議員をさせてもらって、初めて乙福に入ったんですけれども、やっぱりこの一部事務組合を全部統合したり、いろんなことをしながら、そういう働く人の方を守りながら、行政の管理者とか、議会とかが、ボランティアで働いてる方をお守りするような考え方というのか、そういうふうなことをしないと、何でも国から来たらということではね、乙訓の福祉の水準を守っていけないじゃないかと。

これからますます必要になってくる大事な福祉部門についてね、労働者の権利というもの、特に福祉事務組合の方々のお仕事というのは大変大事な仕事ですので、何とかそれをフォローするような対策とか、そういうものをお考えにならないままで、このままずっとやっていくのかということら辺について、管理者のご見解を聞きたいと思っております。

山本圭一議長 久嶋管理者。

久嶋 務管理者 福祉の水準を守ることと、人事院の勧告を守ることとは、ちょっと私は違うことだと思います。公務員に対する目線というのは、我々のみならずど

この世界でもやはり今まで以上に私は厳しくなるものと思っております。

そんな中で、職務環境を守りながら福祉の水準をきちっと維持していくことは、私は大切であるものと思っております。

山本圭一議長 飛鳥井議員。

飛鳥井佳子議員 お言葉を返すようではありますが、日本の労働運動というのは、非常に力がないと言うか、フランスとか世界の労働者の運動がいい国をつくっていったという福祉の国づくりをしている先進国では、やっぱり労働者の権利というのがすごく何よりも優先されると言うか、誇りのあることだと思うんですね。

その労働者の組合が今悩んでおられる、苦しんでおられるということで、まだ妥結されていないというところ辺で、もう少し時間とか、会議とかはされないのかということ、期日は確かに目の前ではありますが、そこら辺はどのように、これで終わりなんでしょうか。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 決して今回の分につきまして、これで終わりということではなくて、当然今回が一つの始まりであり、今現在も交渉中であるという形で考えております。

今後継続して、今回はそういう形で一部凍結、凍結でございますので、予算とリンクしてのカットということではなくて、一部凍結でございますので、今後またそのような動きがどういう形になってこようかということも考えなければなりませんので、その中でまたいろんな勤務条件、労働条件のことをお互いに話し合っていくというような形で、これからますますそういった交渉の場を、有効な、良好な交渉の場を持っていくということが非常に必要だと考えております。

山本圭一議長 飛鳥井議員。

飛鳥井佳子議員 ありがとうございます。今後良好な関係を保とうとしても、12月に回復すると思いません。よりひどいものが出てくると思います。

と言うのは、もうとにかく考えなしの行き当たりばったりの今の政府ですから、今度の新型インフルだって、あれ、57年にはやったもので、新型ではないもので、ばか騒ぎをして、経済がガタガタ、京都にはもう観光客も修学旅行もないということになっているんですね。

とにかく世界中にマスクをつけた人の映像が流れたものだから、日本に客が来ませんよね、海外旅行の。だから、日本経済はますます冷え込む、12月になって回復するだろう、いい関係が持てるだろうというふうに安易に思っておられるとです

ね、もっと大変な波がまだまだ来るということで、やっぱり現場を守るということをね、やっぱり人間にかかわる部門について、職員の方々の暮らしを守るというのも行政の大事な役割だと思しますので、ぜひとももう一回ぐらいお話をされて、それで何とか、本当に良好な関係を保とうと思われているんだったら、ぜひとも組合議会の議員の意向もお伝えになって、そういうことで、もう一回話をしたいというふうにはならないのかなと思ひまして。

今後の予測について、12月にまた戻るとか、よくなるだろうというふうなこと、ちらっと見えたので、そこら辺をもう少ししっかりと組合と話し合っておかれないうと、後で大変なことになるんじゃないかと思ひますので、いかがでしょう。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 今回プールした、プールと言いますか、凍結した予算とかなんですけれども、いずれそれはまた人事院の勧告、年末調整の中で調整していくものとして凍結するという形で理解しておりますし、今回のこの条例改正につきましては、今現在交渉を行っているところでございますし、そういう中で、本日こういう形でご審議いただいているということでございますけれども、先ほど言いましたように、今後組合との交渉につきましては、当然またいろんな形で出てきます労働条件等、お互いにそれぞれを話し合っ決めていくということで今現在は了解のうえお互いにその点を確認したところでございます。

いずれにしても、労働組合さんもございますし、またその組合さんに加入されていない職員さんもあります。こういう一部事務組合、管理職すべて、嘱託の方を足しても本当に30名ほどの小さな自治体でありますので、本来この一部事務組合としての業務である施設の運営とかいろんなものについて、やはり今までどおり運営をスムーズに図るために、労使ともにその辺はしっかりと話し合っていくということを今後も継続していきたいという形で考えております。

山本圭一議長 ほか、ございませんか。

瀬川議員。

瀬川光子議員 山田議員も言われたんですけれども、非常に拙速と言うか、5月1日に勧告されて、もう早くという形でね、もうその辺は非常に早過ぎるのではないかと。普通はもう少し後ですね、大体12月ぐらいに人勧の交渉があったりしますけれども。その辺、非常に早過ぎるのではないかというのがありますのと。

先ほど、この0.2あるいは0.1の凍結で、平均7万7,000円ぐらいと、全体でなんぼぐらいになるんですか。凍結した場合。

山本圭一議長 藤本主幹。

藤本正次総務課主幹 今回の0.2月の減額、全体で金額ベースで約200万円程度の減額という形になります。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 ここで約200万円と。ちょっと調べましたら、全国の公務員の賃金の削減として2,000億円ぐらいになるという、全国355万人の公務員合計、大体ね、2,000億円ぐらいになるという話なんですけど、今景気が回復すると言っている中で、こういうことをすれば反対にね、消費を拡大しないで、使わないでおこうということになって、かえって地域経済を弱くすると言うのか、その辺逆行するのではないかなと思うんです。

ここの、先ほどから出てます組合の方ですね、職員組合の方がまだ妥結をしていないと。その辺ではね、非常に私らこれでどうしたらいいのかと悩むわけですが、やっぱりその辺が、働く人がきちっと納得して、できたらそれに、私らも思いますが、それがまだ妥結していないのに、どうするかというのは、非常にね、私も、今、そういう立場でいかざるを得ないかなという思いで私自身はおりますが。気持ちだけお伝えします。

山本圭一議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

朝子議員。

朝子直美議員 今回の質疑などを聞かせていただきまして、今回のこの条例の改正案に対して賛成することはできないなというふうに思っております。

今の中でも出ていますように、今回のこの人事院勧告自体が本当に時期が異例の時期であるということで、また期間的にも非常に短い期間の中で決めていかなくてはいけないということで、こちらの組合さんとのお話もついていないということもありますし、また今回の人事院勧告の影響で、非常に民間が厳しいというものの、先ほども言ってます、調査もまだまだ不十分な中で行われた基準が出されたということや、この結果において、まだ民間企業では交渉中のところも、また公務員が下がることによって、またそこが水準が低くなるということも非常に考えられまして、経済が今大変な中での消費を冷え込ませる、経済悪化をさらに招こうという、そういった中身だなということが非常にはっきりしているんじゃないかなと思われま。

この乙福の職員さんの中での、先ほどもありましたようにまだ妥結が見られないということもありまして、賛成することはできないなということにさせていただきます。

山本圭一議長 ほかに、意見ございませんか。

山田議員。

山田千枝子議員 飛鳥井議員も言われたんですけれども、やっぱり労働組合というのは交渉権がありますので、良好関係とか、これから交渉とかいうのはね、それはもう当然のことですし、いまさら言わなくても当たり前なことだなと思いますけれど、ただ、議会も軽視されたんじゃないかなと。

この5月27日臨時議会だという日程がね、きちっと決まっていると。今行政でも、各いろんなところでも、全国でもこのことが本当に拙速な形で出てきて、そしてもう必死の交渉とかいろんなことやられていると。

そういった中で、例えこの福祉事務組合の職員さんが少なくなっただって、それは本当にやっぱり一つ一つ誠意をもって議会にも示していただきたいし、その誠意でも3回と言われましたけれどもね、やっぱり私はこういったこと、やっぱりもう少しきちっとね、提案の本当にぎりぎりのところまでしっかりとね、話し合っていたきたいと、これはもう本当に思います。

先ほど来何遍も言いますけど、こんなにも異例で唐突な人事院勧告というのは本当に私としては、このこと自体は反対です。

ただ、組合の方々がそのことによって、妥結するという、そういう形をとられた場合はね、そらもう賛成もしますし。でも、今回の場合、組合も妥結はされてないと、今後交渉と言われてますけれど、今日現在、提案されている現在は妥結されていないと。そういったもとで賛成することはできませんので、そういう態度にさせていただきます。

山本圭一議長 ほかに、意見ございませんか。

飛鳥井議員。

飛鳥井佳子議員 私もね、こんなことは異例中の異例で、今までなかったことですので、そして組合との妥結も得ていないということで、今賛成することはちょっとしかねるということを意見として申し上げておきたいとします。

山本圭一議長 ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

第 8 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手 4 人です。議長を除くただいまの出席議員は 8 人です。可
否同数です。よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長にお
いて可否を採決します。

第 8 号議案については、議長は可決といたします。よって、第 8 号議案は原案の
とおり可決することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、これをもちまして、平成 21 年乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回臨時
会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 46 分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長

山 本 圭 一

会 議 録 署 名 議 員

長 尾 美 矢 子

会 議 録 署 名 議 員

朝 子 直 美